

返戻金制度について

採用決定者が、自己都合又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介料金を求人者に返還する。 但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・ 雇入れ後 1 ヶ月未満の場合、紹介料金の 80%
- ・ 雇入れ後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月未満の場合、紹介料金の 50%
- ・ 雇入れ後 2 ヶ月を超え 3 ヶ月未満の場合、紹介料金の 30%

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

ジャパンワークアドバンス株式会社